

目次

教育委員会規則

- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1

公布された教育委員会規則のあらまし

◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

1 趣旨

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、北海道教育委員会公報への記載事項の追加に係る規定その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) わいせつ行為等を含めた懲戒免職処分等の理由の主な類型等を記載することとされた省令改正後の官報公告事項と同様の事項を、北海道教育委員会公報に告示する規定を設けることとした（第32条関係）。
- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第14条の規定による所轄庁から免許管理者への通知の際、様式上に処分の事由を記載する規定を設けることとした（別記第15号様式関係）。
- (3) 教育職員免許法第8条の規定により北海道教育委員会が作製し、保存することとされている免許状の原簿への記載の際、様式上に処分の事由を記載する規定を設けることとした（別記第20号様式関係）。

3 施行期日等

- (1) この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員免許法施行細則の規定は、令和3年4月1日から適用することとした（附則第1項関係）。
- (2) この教育委員会規則による改正後の教育職員免許法施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）第32条の規定は、この教育委員会規則の適用の日（以下「適用日」という。）前に教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失った者又は同法第11条第1項若しくは第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、適用しないこととした（附則第2項関係）。
- (3) 改正後の施行細則別記第15号様式の規定は、適用日後に教育職員免許法第10条第1項第2号に規定する処分を受け、又は解雇された者について適用し、適用日前に同号に規定する処分を受け、又は解雇された者については、なお従前の例によることとした（附則第3項関係）。

教育委員会規則

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和3年4月9日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

北海道教育委員会規則第8号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

（公告）

第32条 免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、北海道教育委員会は、官報に公告するほか、次の各号に掲げる内容を北海道教育委員会公報に告示するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 本籍地
- (3) 免許状の種類
- (4) 授与権者
- (5) 免許状授与年月日

- (6) 免許状の番号
- (7) 失効又は取上げの年月日
- (8) 失効又は取上げの事由(法第10条第1項第2号若しくは第11条第1項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長若しくは教頭に係る同条第3項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。)
 - ア 18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
 - イ わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント(アに該当するものを除く。)
 - ウ 交通法規違反又は交通事故
 - エ 教員の職務に関し行った非違(アからウまでに該当するものを除く。)
 - オ アからエまでに掲げる理由以外の理由

別記第15号様式中

処分の事由		を
処分の事由	教育職員免許法第 条第 項第 号(同法施行規則第74条の2第8号) 該当	に

改める。

別記第20号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員免許法施行細則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則による改正後の教育職員免許法施行細則(以下「改正後の施行細則」という。)第32条の規定は、この教育委員会規則の適用の日(以下「適用日」という。)前に教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失った者又は同法第11条第1項若しくは第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、適用しない。
- 3 改正後の施行細則別記第15号様式の規定は、適用日後に教育職員免許法第10条第1項第2号に規定する処分を受け、又は解雇された者について適用し、適用日前に同号に規定する処分を受け、又は解雇された者については、なお従前の例による。